

令和元年

第10回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和元年第10回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和元年10月28日 午前10時開会
午前11時30分閉会

2. 場 所 国立市役所2階 議会委員会室

出席者

1. 遠藤 利光 2. 遠藤 久 3. 北島 義昭
4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 達哉 6. 佐伯 雅宏
7. 佐藤 満雄 8. 澤井 武 10. 田中 賢治

事務局

- 事務局長 関 慎一 事務局長補佐 関 吉孝
農政係主任 冷水 英介 農政係主事 吹春 雄章
嘱託員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

5. 議 題

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件

6. 協議事項

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について
(2) 第42回国立市農業まつりについて
(3) 稲作体験学習会（稲刈りの反省）について
(4) 農地利用状況調査の結果について
(5) 「第46回農業委員会等功労者」並びに「令和元年度農業功労者」表彰事業の実施について
(6) 北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について

6. 報告事項

- (1) 令和元年度農業委員会活動推進フォーラムの開催について
(2) 内田農業振興会 第53回農業功労表彰者の決定について
(3) 第39回農業後継者顕彰書類選考会の結果について
(4) 第59回企業的農業経営顕彰書類選考会の結果について

7. その他

【北島会長】 おはようございます。10月の総会を始めさせていただきます。議事録署名委員の指名は、7番、佐藤満雄委員と8番、澤井武委員です。よろしくお願い致します。2、専決処理の報告（1）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書1件、よろしくお願い致します。

【事務局長】 それでは、資料の1ページをお開きください。番号1、議案番号8、譲受人住所・氏名、譲渡人住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況、賃貸借関係は表記のとおりです。

【北島会長】 ありがとうございます。これは私が現地確認してきましたが、別に問題はなかったです。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 議題（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書1件、よろしくお願い致します。

【事務局】 資料3ページをお開きください。番号1、議案番号8、届出者、住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積、周囲の状況は表記のとおりです。

【北島会長】 これは、佐藤満雄委員に現地確認してもらっています。

【佐藤委員】 自分の宅地のところに少し残っているところの土地であって、別に問題はないと思います。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 では、協議事項に入りたいと思います。（1）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について、よろしくお願い致します。

【事務局】 資料5ページをおめくりください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について、令和元年10月17日付で、事業計画認定申請書が国立市に提出されたことを受けまして、国立市農業委員会の決定を得るべく、意見照会依頼が来ています。まずは、都市農地の貸借の円滑化に関する法律についてご説明させていただきます。資料14ページをご覧ください。同法は2018年9月1日に施行されました同法に基づきまして生産緑地の貸借が可能となり、相続税納税猶予制度を貸借した後も受けられるようになりました。また、貸付者が一定期間従事することによりまして、主たる従事者として認められることになり、買取り申出をすることも可能になりました。この法律に基づく貸借の手続につきましては、下の表をご覧ください。まず、借受人、申請者から市長に事業計画の提出があります。市から農業委員会へ計画審査の依頼を行いまして、農業委員会で計画の決定を頂きます。その後、市から計画の認定をするという流れです。今回、皆様にお諮りさせていただきましたものについては、計画審査依頼と計画決定、このプロセスになります。事業計画を認定する要件としては、資料15ページをご覧ください。

記載がありますとおり、借受人は表の丸印の要件全てを満たす必要があります。また、農業者につきましては、農業に常時従事することが前提となっています。事業計画認定の要件につきましては、①から⑥となっています。それぞれの認定要件につきましては、借受人によって、この要件を満たす数が異なっており、今回は申請者が法人ですので、一番右の丸印、この全ての要件を満たす必要があります。つまり、今回の場合は①から⑥全ての要件を満たす必要があります。要件につきましては、上から順に、①都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う、②周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないか、③耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用するか、④申請者が事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が付いている契約となっているか、⑤地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うか、⑥法人の場合は、業務執行役員等のうち一人以上が耕作の事業に常時従事するか、以上の6つの要件を満たす必要があります。また、①につきましては、下の表に基づきまして、認定の基準を定めています。借受人が、次の1のうちいずれかと、2の両方に該当することとなっております。1については、(1)から(4)のいずれかに該当することを要しており、それとあわせて、2の要件を同時に満たす必要があるということになっています。本法に基づく貸借の特徴等につきましては、資料16ページをご覧ください。本法に基づく貸借につきましては、農地法第3条の許可要件である下限面積要件の適用はありません。また、貸借期間が終了すれば、貸借していた生産緑地は必ず所有者に返還されることとなっています。また、事業計画の認定の要件を満たせば、法人等が借り受けることも可能となっています。貸借の留意点につきましては、賃貸借の場合は農地所有者に相続が発生したときは、借受人は農地を返還するといった内容の契約はできないこととなっています。しかし、使用貸借の場合は、こうした貸借契約を結ぶことができることになっています。また、先ほども申し上げましたが、生産緑地の主たる従事者証明と買取申し出の要件として、農地所有者（貸付人）が当該生産緑地の主たる従事者（借受人等）の年間に従事する日数の1割以上農業に従事していれば、主たる従事者として認められることとなっております。この要件を満たすことによって買取申し出ができる仕組みとなっています。本法に基づきまして、第三者が市民農園を開設できることとなっていますが、資料17ページをご覧ください。今回は説明を省かせて頂きます。

以上が本法の内容となっています。それでは、6ページ、事業計画をご覧ください。事業計画の認定申請書です。令和元年10月17日付で提出がありました。申請者、住所、名称、代表者は記載のとおりです。1から順にご説明させていただきます。1、賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2、賃借件等の設定を受ける都市農地につきましては、所在・地番、地目、登記簿、現況、面積、所有者、住所、氏名は記載のとおりです。今回設定を受ける賃借権等の種類、始期、存続期間は記載のとおりです。資料7ページをご覧ください。3、都市農地における耕作の事業の内容は、先ほどご説明したパンフレットの①に該当する要件となっています。規則第3条第1号の事業につきましては、ロの(1)を事業の要件としていません。内容については記載のとおりです。規則第3条第2号の事業につきましては、記載のとおりです。また、貸付人の従事要件の定めにつきましては、記載のとおりとなっています。

資料8ページをご覧ください。4、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況ということで、年間従事日数、現状、賃借権等の設定後は記載のとおりです。5-1、申請者が現に

所有権及び使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況は、先ほどご説明したパンフレットの③の要件に該当しています。今回、申請者は所有地以外の土地を借入先として有しており、農地面積、田、畑は、それぞれ記載の面積を有しています。5-2、申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数の状況も、先ほどご説明したパンフレット③の要件に該当しています。(1)作付、作物、作物別の作付面積につきましては、田、畑ともに記載のとおり作物、また面積を耕作することとなっています。(2)大農機具につきましては、記載のとおりとなっています。(3)農作業に従事する者につきましては、それぞれ農作業経験の状況が記載のとおりとなっています。また、臨時雇用労働者、労働力、年間延べ人数は記載のとおりとなっており、各者の拠点の場所から権利を設定または移転しようとする土地までの平均距離または時間は記載のとおりとなっています。続いて、6、周辺地域との関係につきましては、パンフレット②の要件に該当しています。内容は記載のとおりです。7、地域の役割分担の状況は、パンフレットの⑤に書いてある要件です。内容につきましては、10ページをご覧ください。続いて、8、その法人の業務を執行する役員または重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画につきましては、パンフレットの⑥に該当する要件となっています。氏名、役職名は記載のとおりです。また、その者の耕作の事業への従事状況につきましては、その法人が耕作の事業を行う期間、そのうち、その者が当該事業に参画、関与している期間、直近の実績、また計画は記載のとおりです。9以下につきましては、今回ご審議頂く内容ではありませんので、説明は割愛させていただきます。最後に、資料13ページをご覧ください。こちらが今回申請のあった土地となっています。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。皆さんから何かありますか。実際には今年もやっていますよね。

【遠藤(利)委員】 やっています。

【事務局長】 今年は手伝いという形です。

【北島会長】 手伝いなんですか。人がいっぱい入って稲刈りやっていますが。

【事務局】 今は作業委託ということで、地権者の方から実際に委託を受けてやっているという形になりますが、今後につきましては、使用貸借契約を結んで、本計画に基づいて借り受けを行っていくということになっています。

【北島会長】 他に何かありますか。

【遠藤(利)委員】 余談になりますが、16ページの所有者の従事者証明の関係ですが、1割以上従事するという事になっていますが、この件の所有者はまだ若いのでいいですが、80歳、90歳の所有者の場合、従事できない可能性が高く、この1割以上というのは、本当に従事しなければいけないのか、所有しているだけでも一応従事なのか、その辺の言葉の解釈が、今回ちょっと曖昧なのかなと思います。前は所有者でも、それは従事ということで認めていたと思うのです。生緑か何かのときは。この解釈がよくわからないのですけれども、それが今後ますます顕著に出てくるのではないかと思います。

【北島会長】 農地を持っている人が貸したいというけれども、畑には出られないと言われてしまうと貸せないということになってしまいますね。

【遠藤(利)委員】 跡継ぎの人も、ほかの職業にお勤めだと1割の従事はなかなか大変ですよ

ね。

【北島会長】 30日間ぐらい従事しないといけないですね。

【遠藤（利）委員】 30日間といたら、月に2日、3日の従事でしょうね。案外厳しいですよ。この辺の文言がよくわからないんです。

【北島会長】 その辺はどうなんですか。

【事務局】 作業従事につきましては、幅広く作業内容が認められていまして、例えばそこで何をつくるか、作付計画を立てるといことも作業の内容に含まれますし、周辺の住民からの苦情の受け付け等の相談対応についても従事として認められるということになっています。そのようなものも含めて、総合的に30日間ということで従事して頂ければということにはなっています。

【事務局長】 見回りでもいいんです。

【田中委員】 実際、畑に出なくてもいいということですね。

【佐藤委員】 相談を受けたということでもいいんじゃないですか。

【遠藤（利）委員】 自宅療養ならともかく、施設等に入ってしまったら、現実問題、どうやって従事ができているのかという事になります。それで従事者証明が出ないとなると大変な事になります。

【事務局長】 その辺が、今回の法律とセットで明らかになったという理解でいいと思うんです。今までは1割従事という明確なものがなかったですけども、この法律が施行されたということで、土地所有農業者に従事者証明を出さなければそもそもが認められないという事です。

【遠藤（利）委員】 この事業自体がだめですよ。

【事務局長】 1割の従事者は出さないと貸借が成り立たないので、農業者の健康状態などの課題についてはケースバイケースで対応していくものと考えています。この法律が施行された関係で、特定農地貸付法に基づく市民農園の貸借契約、事業計画の中も、追記で書類を出してもらっていて、その中では、土地所有農業者の方が1割以上従事しますといった署名を皆さんからいただいているところです。

【遠藤（利）委員】 わかりました。

【北島会長】 あとは何かありますか。では、決定でいいですか。

【事務局長】 再確認ですが、資料15ページ、事業計画の認定の要件等というところで、今、担当より説明が①から⑥まで該当する内容ですというふうに説明させて頂いたところですけども、④の事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が付いている契約となっているかは、契約書の提出もいただいていますので、事務局で確認させて頂ければと思います。この場で特にご意見、要望等がなければ、決定ということで事務処理をさせて頂ければと思います。

【北島会長】 決定することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 では次、（2）第42回国立市農業まつりについて、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料の18ページをご覧ください。国立市農業まつり開催に伴う農業委員の役割分担についてということでお示させて頂きました。11月8日（金）から11月10日（日）の流れについて、簡単ですが記載しています。また、ふかしさといもの準備品についても記載させて頂いています。農業まつり開催日が令和元年11月9日（土）から10日（日）まで、開催場所が国立市役所ロビー及び西側広場、谷保第四公園。日程及び動員について、11月8日（金）午

後2時から国立市役所に集合して頂き、宝船作成のお手伝いをよろしくお願い致します。また、宝船作成後、一旦解散して頂きまして、午後5時半から、再度市役所ロビーにお集り頂き、会場設営をお願い致します。続きまして、11月9日(土)、午前8時に会長は集合して頂きまして、午前9時から農業委員は国立市役所に集合で、午後2時から苗木の搬入、午後2時半からパンジー・ビオラの配布の手伝い、午後3時で終了という形になっています。また、11月10日(日)、午前9時に国立市役所に集合して頂き、午前10時半からパンジー・ビオラの配布手伝い、正午からふかしさといもの配布の開始、午後2時からパンジー・ビオラの配布の手伝い、午後3時に終了となっています。また、ふかしさといもの準備品として、バーナー、ガスボンベについては高柳商店とさくらの会から、せいろ、釜については北島会長となっていますが、F氏にもお借り頂くことになっています。また、へっつい(かまど)、ブロック、バケツについては北島会長のみにお借り頂き、F氏には借りないという形になっていますので、二重線をお願い致します。また、さといも30キロについては北島会長、遠藤利光委員、佐伯達哉委員に、よろしくお願い致します。続きまして、配付させて頂きました農業まつりのチラシを確認頂きたいと思いますが、裏面の右上、⑤無料配布の部分です。先ほどもご説明させて頂きましたが、9日(土)、苗木、オリーブ等は2時から、パンジー・ビオラは2時半から、10日(日)、パンジー・ビオラ、10時半から、2時から、谷保のふかしさといもは12時からという形になっています。4ページをご覧ください。こちらは、令和元年度農業まつりの備品リストとなっています。ご確認のほど、よろしくお願い致します。以上です。

【北島会長】 皆さんから、何かありますか。

包丁はあるんですか。

【事務局長】 3丁ほどあります。

【北島会長】 大丈夫ですね。

【事務局長】 何人の方が切りますか。

【遠藤(利)委員】 全員で切っています。なので足りない分は持参したほうがいいのでは。

【北島会長】 心配な方は包丁を持ってきてください。今年のはさといもは、小さいので包丁で切るのは多分少ないと思います。

では、農業まつりについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では次は、(3)稲作体験学習会(稲刈りの反省)について、よろしくお願い致します。

【事務局】 稲作体験学習会、田植えから稲刈りまで、無事に終了したということでありありがとうございます。今回、稲刈りについて農業委員の皆様から反省等がありましたら、この場でお話し頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【北島会長】 皆さんから、何かありますか。

【佐藤委員】 直接関係ないんですけども、式次第において、最初の挨拶、会長の後、職代も挨拶することになっているんですが、別に言うことがないので削除してもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。重複していますので、農協相手に挨拶が入っているんですけども。

【北島会長】 なくてもいいですよ。そのほうが作業が早くできるし。挨拶は無くてもいいで

すか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、職代の挨拶は無しということで、よろしくお願いします。あとは何かありますか。

【遠藤(久)委員】 稲を刈るのはいいんですけども、結ぶのがなかなか難しいみたいで、固結びと言っても理解できないので、結び方を丁寧にわかりやすく教えないと半分ぐらいの子が理解できていないような感じでした。

【田中委員】 事前に学校で固結びを教えておいてもらった方がいいのですかね。あの現場だと、大勢いるので。

【佐藤委員】 稲刈りのDVDは学校にありますか。

【事務局】 各校に配付しています。

【北島会長】 それでは、DVDを見てもらって、固結びも練習してもらうように学校に伝えましょう。

【北島会長】 あとは何かありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では次、(4)農地利用状況調査の結果について、よろしくお願いします。

【事務局】 資料19ページから20ページが、農地利用状況調査の口頭もしくは文書の指導対象となっている農地の表となっています。また、21ページから23ページは、表の番号に対応して、指導農地の写真となっています。

(対応等協議)

【北島会長】 それでは、指導対象者へは文章もしくは口頭での通知とさせていただきます。

では、次へ行きます。(5)「第46回農業委員会等功労者」並びに「令和元年度農業功労者」表彰事業の実施について、よろしくお願いします。

【事務局】 令和元年度農業功労者につきまして、先月の農業委員会総会でお心当たりのある方がいらっしゃいましたら、今回の10月の農業委員会総会でお示し頂けたらということでお話があったと思います。今回、推薦候補者を決めて頂けたらと思います。よろしくお願いします。

【北島会長】 皆さんから、誰かいらっしゃいますか。心当たりはないですか。では、私からAさんの奥さんを推薦したいと思います。いかがでしょうか。

【佐伯(雅)委員】 いいと思います。

【北島会長】 では、担当地区の委員は打診に行ってください。

【北島会長】 次、(6)北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について、よろしくお願いします。

【事務局】 資料の24ページをご覧ください。北多摩地区農業委員会連合会から、平成31年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について、依頼が来ています。記の下の部分、1、推薦期限、令和元年12月3日(火)までとなっています。推薦人数がお1人、5のその他の部分で、表彰式は令和2年2月4日(火)、立川市女性総合センターのアイムホールで開催する形になっています。表彰対象者、要件としましては、25ページの北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰規定の(目的)の次の、(表彰対象者、要件)第2の部分に記載していません。表彰対象者は原則として個人を対象とし、農業経営を行う者で、その範囲は別表のとおりと

なっています。別表が26ページの第2関係、農業経営の範囲という形になっています。25ページに戻りまして、(2)表彰要件ということで、次の各号のいずれかに該当する推薦日において過去10年以上当該農地で農業を営む45歳以上の者となっています。ア、農業経営等に関連し創意工夫を行い、経営上投下資本、労力に対する効率の高い経営を行う者、イ、農家の生活改善でその効果顕著な者、ウ、その他、農業経営等につき特に優秀と認める者となっています。こちらに該当する方で、ご推薦をいただきたいと思います。推薦についてですが、推薦期限が12月3日となっていますが、来月の総会でお決め頂くとなると、恐らく11月下旬ぐらいに決めて頂くこととなって、推薦書の調整が事務局のほうで間に合わないので、早めにご推薦を頂けたらと思います。よろしくお祈いします。

【北島会長】 では、候補者が見つかったら事務局に連絡してください。

では、報告事項に入ります。(1)令和元年度農業委員会活動推進フォーラムの開催について、よろしくお祈いします。

【事務局】 先ほど申し忘れたのですが、27ページから29ページに、北多摩地区連合会の優秀農業経営者の過去に受賞された方が記載されていますので、こちらをご参考に、ご推薦頂けたらと思います。

では、推進フォーラムにつきまして、資料の30ページをご覧ください。こちらは一般社団法人東京都農業会議から、令和元年度農業委員会活動推進フォーラムの開催ということで通知が来ています。記以下について、1、日時が令和元年11月29日(金)午後1時半から午後4時半となっています。会場は、府中市生涯学習センター2階講堂で、参加目的は、1農業委員会当たり7名程度(職員含む)で、4の(1)昼食をお済ませの上、ご参加くださいという形になっています。集合時間は、1時半からということで、市役所東側の入り口に12時40分にお集まり頂けたらと思います。また、参加される人数ですが、例年マイクロバスで全員農業委員の皆様にご出席いただいていたのですが、今年は5人乗りの庁用車で行く形となっていて、運転の事務局1人、農業委員さんは最大4名の方にご出席頂きたいということで、4名の方をこの場でお決め頂けたらと思います。よろしくお祈いします。

【北島会長】 ぜひ行きたいという方はいらっしゃいますか。

では、役員でお願いします。フォーラムについてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 (2)内田農業振興会 第53回農業功労表彰者の決定について、よろしくお祈いします。

【事務局】 資料の33ページ、ご覧ください。一般財団法人内田農業振興会から、第53回農業功労表彰者の決定について(ご連絡)が来ています。34ページに、功労賞の受賞者の名簿が記載してあります。1の緑綬功労者(9名)の中に、3のBさんが部門野菜で受賞されています。こちらのほうをご確認頂ければと思います。よろしくお祈い致します。

【北島会長】 よろしいですか。功労者賞はいつですか。

【事務局】 表彰式が、33ページの下から2行目、なお、表彰式は11月19日明治神宮にて開催致しますとなっています。

【北島会長】 次へ行きます。(3)第39回農業後継者顕彰書類選考会の結果について、よろしくお祈いします。

【事務局】 資料の35ページをご覧ください。一般社団法人東京都農業会議から、第39回農業後継者顕彰書類選考会の結果について通知が来ています。36ページが、第39回農業後継者顕彰事業の候補者一覧となっていて、国立市のCさんが候補者となっていて、今回、現地調査はなしという形になっています。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次に行きます。(4)第59回企業的農業経営顕彰書類選考会の結果について、よろしくをお願いします。

【事務局】 37ページをご覧ください。一般社団法人東京都農業会議から、第59回企業的農業経営顕彰書類選考会の結果について、通知が来ています。38ページが、経営部門別の候補者一覧となっていて、国立市のDさんが一覧に記載があります。今回は、現地調査なしということです。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。

では、その他、よろしくをお願いします。

【事務局】 お手元にお配りしています資料「農業委員会だより51号」仮題割案をご覧ください。農業委員会だより51号ですが、2020年1月の発行を予定しています。今回の掲載記事についてお決め頂ければと思います。前回、49号を参考に51号をつくっていきたいと思います。1ページの上段には会長のご挨拶ということで、会長に記事をお願いしたいと思います。1ページの下段は、都市農地貸借円滑化法についてということで、事務局の記事を掲載したいと思っています。2ページは、第42回国立市農業まつりについての記事を掲載したいと思っています。こちらは関委員に原稿の依頼をお願いしようと思っているのですが、本日お休みなので、お決め頂ければと思います。3ページの上段、稲作体験学習会の記事を掲載したいと思っています。こちらを書いて頂ける方を選んで頂ければと思います。3ページの下は「さとのいえだより」ということで、事務局の記事の掲載を予定しています。4ページの上段、農地利用調査を実施しましたということで、こちらの記事を書いて頂く方をお決め頂ければと思います。4ページの下段は特定生産緑地制度の指定についてということで、事務局の記事を掲載したいと思っています。2ページの農業まつりの件について、いかがでしょうか。

【北島会長】 誰か書いてもらえる方はいらっしゃるでしょうか。関委員には打診はしてないんですか。

【事務局】 はい。

【北島会長】 では、書いてもらうように打診して下さい。

【事務局】 では、3ページの上段、稲作体験学習会の稲刈りの記事についていかがでしょうか。

【小鹿倉委員】 私によければ。

【北島会長】 お願いします。

【事務局】 それでは、4ページの上の記事、農地利用調査の実施についての記事はいかがでしょうか。

【北島会長】 どなたか書いてくださいますか。では、澤井委員にお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、お手元に、ボランティア、グループに関する情報提供のお願いがあります。こちらをご覧ください。東京都農業会議からアンケートの依頼が来ています。情報提供して頂きたいこととして、身近な農家において市民や学生、消費者団体といったグループによる援農ボランティアを受け入れている事例がありましたら、その状況について、裏面の解答欄にわかる範囲で記入してくださいとあります。なお、ここでの援農ボランティアとは、農家の農作業や販売等を原則として無償で定期的に手伝う方々のこととなっています。アンケート用紙の裏面に記入欄がありまして、下に記入例があります。こちらをわかる範囲で書いて頂ければと思います。もし該当がない場合、お名前をお書きになって提出して頂ければと思います。もし書くことがあれば、11月中旬ぐらいまでに事務局に提出して頂ければと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、お手元に配っています三小児童の稲作体験学習会感想文ですが、三小の5年生が稲作体験学習会の感想文を書いたということで、ぜひ農業委員さんに読んで頂きたいということで、担当の先生から頂いています。全部を読みたいということであれば、全文をコピーしてお渡し致します。

【事務局長】 田植え前に、ふるさとの田んぼと水、子ども絵画展募集の受け付けをしていますとお知らせしたと思うんですけども、第一小学校から応募がありまして、この中から入賞者の方が出ました。去年は全国から約6,300通ぐらい応募があったんですけども、今年はここまでの集計はわからないんですが、一小の5年生、E君という子が文部科学大臣賞、一番上のほうの、農林水産大臣賞と文部科学大臣賞が一番トップですが、受賞されました。学校を通して本人にお知らせが行っているということです。絵自体は、農家さんが参加しているお祭りということで、盆踊りの絵を描いたということで、非常に喜ばしいニュースが入ってきましたので、ご報告させていただきます。

【事務局】 続きまして、農業委員会6月の活動記録カードの集計を報告致します。A「総会・全員協議会」9件、C「その他の会議・会合」3件、D「資料・調査票の配布・回収」2件、E「市民・学校教育等との交流活動」12件、H「相談・指導・調整」1件、計27件になります。続きまして、農業委員会、11月総会の日程の候補日を申し上げます。11月25日(月)13時30分から、11月26日(火)10時から、こちらは市役所3階の第1会議室になります。続きまして、11月26日(火)13時30分から、場所はこの議会階委員会室になります。続きまして、11月29日(金)10時から、場所はこの議会委員会室となります。よろしくお願ひします。

(協議)

【北島会長】 では、11月29日でお願ひします。

【北島会長】 あと、皆さんから何かありますか。脱穀ですが、11月5日はどうでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、1時からよろしくお願ひ致します。あとはよろしいでしょうか。

【事務局】 まず、1点目ですが、稲作体験学習会のゲストスピーカーのBプラン調理実習に農業委員の訪問でございまして、11月21日、国立第一小学校で3校時目から、以前の農業委員会で、小鹿倉委員、佐藤委員、澤井委員、関委員の4名が出席頂けるというお話になっていたと思いますが、よろしいですか。詳細な調整はまたやりたいと思います。

最後に、来年度の稲作体験学習会の日程が教育委員会のほうからご報告を受けましたので、こ

の場で報告させていただきます。令和2年度稲作体験学習会の田植えが6月25日（木）開催予定日となっています。予備日が6月30日（火）となっています。また、稲刈りが10月8日（木）、予備日が10月13日（火）となっています。以上です。よろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。

【佐伯（雅）委員】 農協には言うのですか。

【事務局】 はい。

【北島会長】 あと、皆さんのほうから何かありますか。なければ終わりたいと思います。

——了——